明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一六）　一
○容器保安規則等の一部を改正する省令（**経済産業**一四）　二
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**七八）　三
○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（**農林水産**四二三）　三七
○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示（**経済産業**四九）　三〇
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（**同**五〇）
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**七九～八二）　三
○道路に関する件（**同**八三）　三
○道路に関する件（**関東地方整備局**七五）　三
○道路に関する件（**近畿地方整備局**四五）　三
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**六四）　三六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**六五）　三七
○道路に関する件（**北海道開発局**六三）　三七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　四七
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　四八
会社その他
会社決算公告　四九

省令

○農林水産省令第十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項第二号及び第二十一条第三項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一アガパンサスの項中「アガパンサス」を「アガパンツス」に、「Agapanthus L'Her.」を「Agapanthus L'Hér.」に改め、同表やなぎまつたけの項中「Agrocybe cylindracea (Fr.) Gill」を「Agrocybe cylindracea (Fr.) Gill.」に改め、同表アルブカ　スピリリスの項の次に次のように加える。

アリウム　アンペロプラスム	Allium ampeloprasum L.	野菜

別表第一ねぎの項の次に次のように加える。

アリウム　カラタヴィエンセ	Allium karataviense Regel	草花
	Allium cristophii Trautv.	草花
	Allium giganteum Regel	草花
	Allium hollandicum R. M. Fritsch	草花
	Allium macleanii Baker	草花
	Allium nigrum L.	草花

別表第一わけぎの項中「わけぎ」を「ワケギ」に改め、同表にらの項の次に次のように加える。

ギョウジャニンニク	Allium victorialis L. subsp. platyphyllum Hulten	野菜

別表第一チェリモヤ（ばんれいし）の項中「チェリモヤ（ばんれいし）」を「パンレイシ」に改め、同表アプテニアの項中「Aptenia N. R. Br.」を「Aptenia N. E. Br.」に改め、同表はまかんざし（アルメリア）の項中「はまかんざし（アルメリア）」を「アルメリア」に、「Armeria (DC.) Willd.」を「Armeria Willd.」に改め、同表よもぎの項中「よもぎ」を「アルテミシア」に改め、同表アスコセントラムの項を削り、同表ふだんそうの項を次のように改める。

フダンソウ	Beta vulgaris L. subsp. vulgaris var. flavescens DC. f. crispa [Beta vulgaris L. subsp. vulgaris var. cicla (L.) Ulrich] [Beta vulgaris L. subsp. vulgaris var. vulgaris]	野菜